

天竜奥三河国定公園

(静岡県地域)

公園区域及び公園計画変更書

[第1次点検]

環境省原案

平成 年 月 日

環 境 省

# 目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	変更する公園区域	2
第2	公園計画の変更	5
1	変更理由	5
2	規制計画の変更内容	6
(1)	保護規制計画	6
ア	特別地域	6
(ア)	第3種特別地域	8
イ	面積内訳	9
3	事業計画の変更内容	10
(1)	施設計画	10
ア	利用施設計画	10
(ア)	単独施設	10

## 第1 公園区域の変更

### 1 変更理由

天竜奥三河国定公園は長野県、静岡県、愛知県の三県にまたがり、自然の美しい景観に恵まれた静かな仙境を有し、天竜川水系の河川景観と長野・愛知両県県境の山岳地帯を中心に昭和44年1月に国定公園に指定された。本公園は、平成7年に全般的な公園計画の見直し（再検討）を実施し、その後平成25年2月に愛知県地域の第1次点検を実施している。

静岡県地域では、主として天竜川に沿った細長い区域が国定公園に指定されている。河川渓谷の景観が優れており、佐久間ダムや秋葉ダムなどのダム湖では湖上スポーツも行われている。浜北市の浜北森林公園は天然のアカツ林を主体とした森林であり、保全及び利用の推進が図られている。秋葉神社で名高い秋葉山、二俣城跡のある鳥羽山等史跡も多い。

指定後45年以上が経過し、静岡県地域については、平成7年の再検討を行ってからは区域に係る変更がなされておらず、その間に、公園区域の境界に接して市街化が著しく進行した箇所や公園区域等が不明瞭となった箇所が見受けられるようになった。

このため、当該地域全域の公園区域の点検を行うこととする。

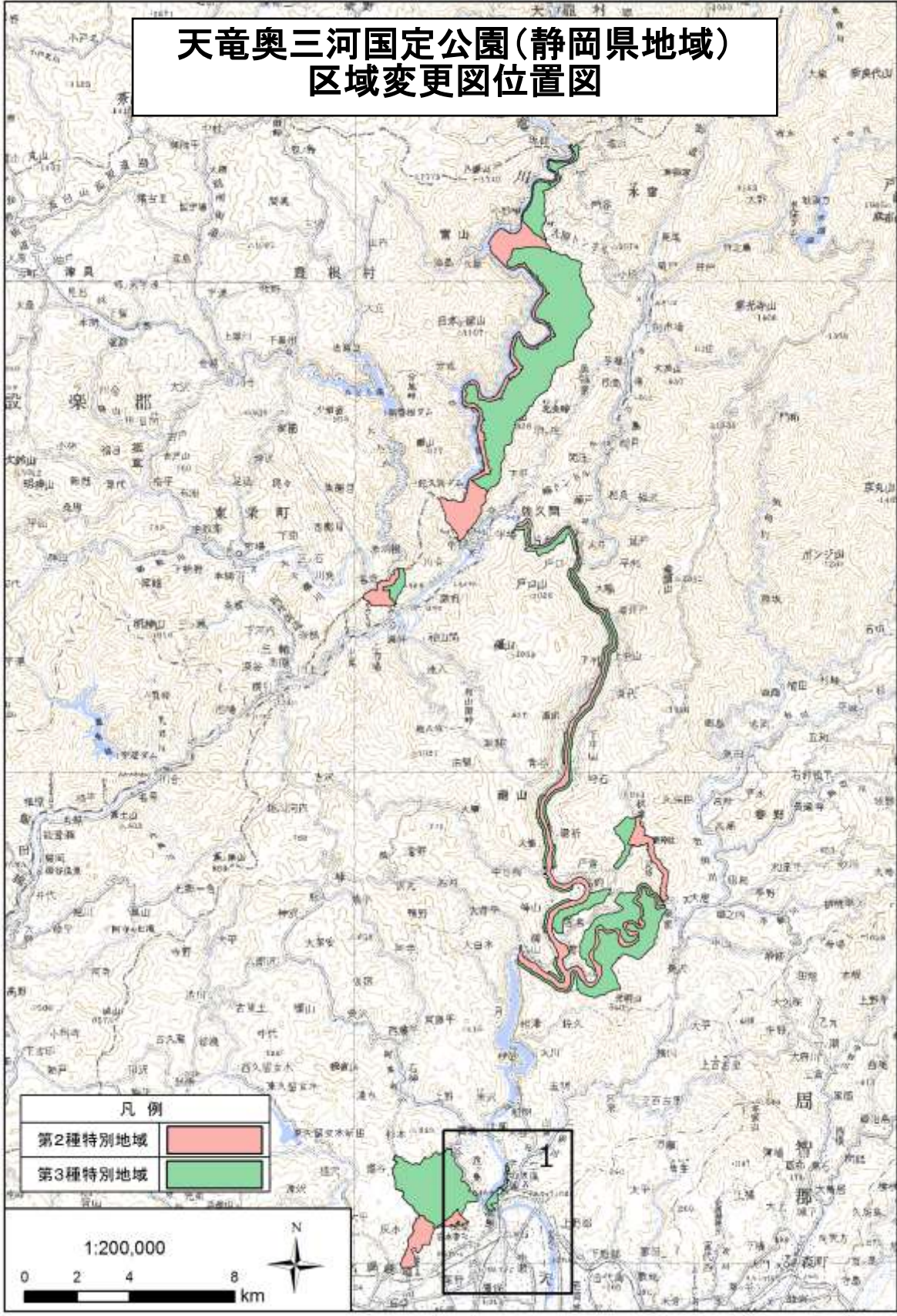
## 2 変更する公園区域

天竜奥三河国定公園の区域の一部を次のとおり変更する。

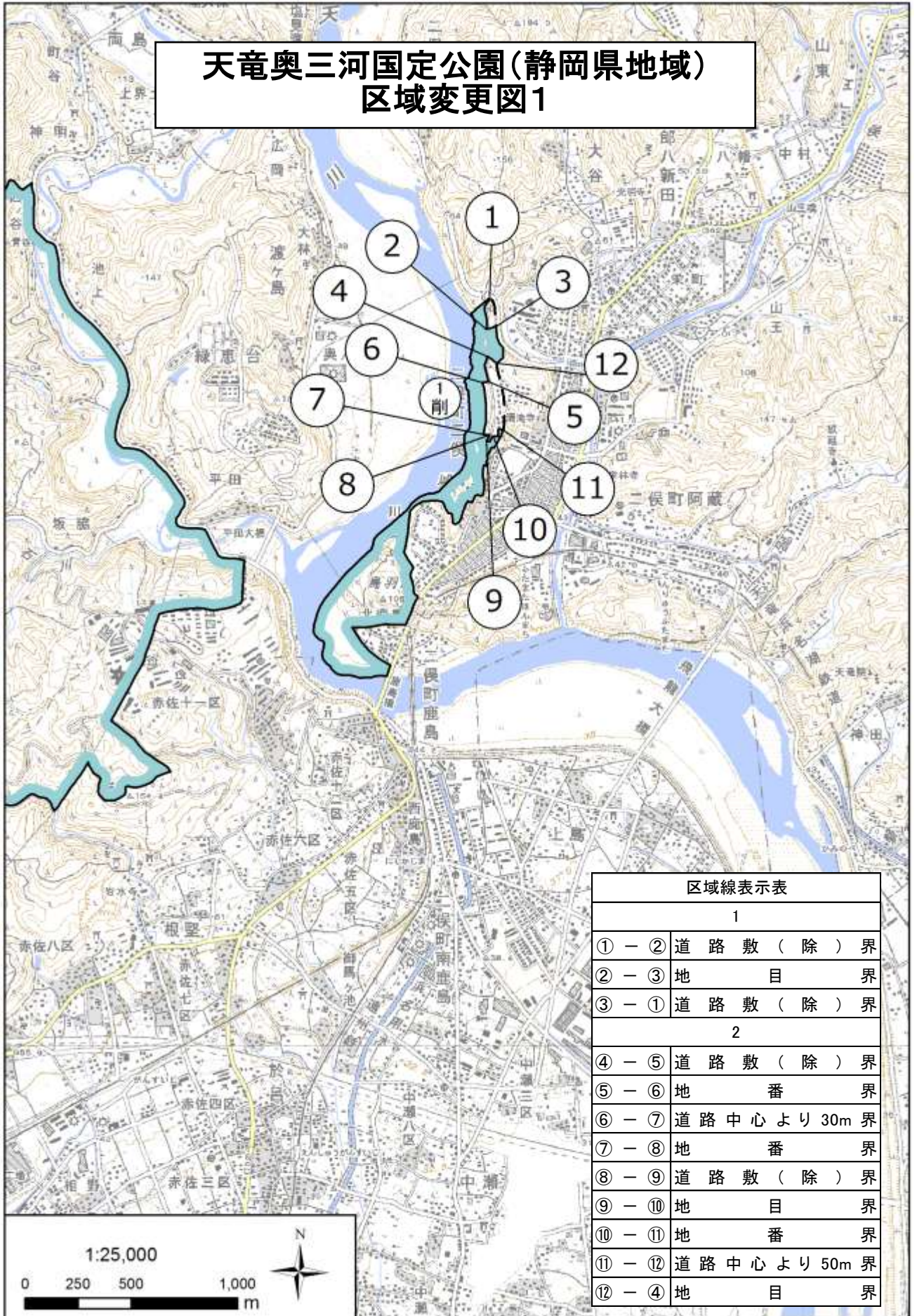
(表1：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	浜松市天竜区 二俣町二俣の一部	公園区域内外にわたり住宅の建設等による市街化が進行したことに伴い、国定公園としての資質が失われた箇所について、公園区域から削除する。	3 [ 国 0 ] [ 公 0 ] [ 私 3 ]
			変更部分 面積計	3 [ 国 0 ] [ 公 0 ] [ 私 3 ]
			変更前 公園面積	4,838 [ 国 878 ] [ 公 130 ] [ 私 3,830 ]
			変更後 公園面積	4,835 [ 国 878 ] [ 公 130 ] [ 私 3,827 ]

# 天竜奥三河国定公園(静岡県地域) 区域変更図位置図



# 天竜奥三河国定公園(静岡県地域) 区域変更図1



区域線表示表	
1	
① - ②	道路敷(除)界
② - ③	地目界
③ - ①	道路敷(除)界
2	
④ - ⑤	道路敷(除)界
⑤ - ⑥	地番界
⑥ - ⑦	道路中心より30m界
⑦ - ⑧	地番界
⑧ - ⑨	道路敷(除)界
⑨ - ⑩	地目界
⑩ - ⑪	地番界
⑪ - ⑫	道路中心より50m界
⑫ - ④	地目界

## 第2 公園計画の変更

### 1 変更理由

本地域は、佐久間ダム周辺の天竜川地区、秋葉ダム及び秋葉山周辺の秋葉地区、県立森林公園周辺の浜北森林公園地区の3地区から構成されており、天竜川、気田川流域の渓谷と、それに調和した人工美林の自然景観に加えて、秋葉神社や二俣城跡などの歴史・文化的景観を楽しむことが出来るのが特徴である。

平成7年の再検討から19年が経過し、最近の第二東名高速道路の整備等の道路交通事情の変化に伴い、当地域への利用動態にも変化が生じている。また、浜北森林公園地区では、継続的に行われてきた発掘調査等により、文化景観としての価値が再確認されており、今後益々利用ニーズが高まることが予想される。

本地域は、自然探勝、散策、溪流釣り、史跡めぐり等、各地区の特性に応じた利用がされており、各地区の特性を生かしながら、地域全体として有機的な利用が図れるよう公園計画を整備してきたところであるが、上記のような社会情勢の変化も踏まえ、これまで以上に、自然景観と文化景観を活かした利用に対応する必要がある。

このため、より一層の適切な公園管理と利用促進の観点から、事業計画の変更を行うとともに、公園区域の変更を踏まえた規制計画の変更を行うこととする。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

都道府 県名	変 更 後		変 更 前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
静岡県	浜松市浜北区 尾野、於呂、根堅、堀谷及び宮口の各一部	180 国 0 公 127 私 53	浜松市浜北区 尾野、於呂、根堅、堀谷及び宮口の各一部	180 国 0 公 127 私 53
	浜松市天竜区 青谷、小川、西雲名、東雲名、二俣町二俣、谷山、横山町、渡ヶ島、春野町宮川、春野町領家、龍山町大嶺、龍山町下平山、龍山町瀬尻、龍山町戸倉、佐久間町浦川、佐久間町大井、佐久間町上平山、佐久間町佐久間、佐久間町戸口、佐久間町中部、佐久間町半場及び水窪町奥領家の各一部	4,655 国 878 公 3 私 3,774	浜松市天竜区 青谷、小川、西雲名、東雲名、二俣町二俣、谷山、横山町、渡ヶ島、春野町宮川、春野町領家、龍山町大嶺、龍山町下平山、龍山町瀬尻、龍山町戸倉、佐久間町浦川、佐久間町大井、佐久間町上平山、佐久間町佐久間、佐久間町戸口、佐久間町中部、佐久間町半場及び水窪町奥領家の各一部	4,658 国 878 公 3 私 3,777
			変更部分面積合計	△3 国 0 公 0 私 △3



変更前特別地域面積		4,838
	国	878
	公	130
	私	3,830
変更後特別地域面積		4,835
	国	878
	公	130
	私	3,827

(ア) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	特別地域の縮小	浜松市天竜区	浜松市天竜区 二俣町二俣の 一部	公園区域内外にわたり住宅 の建設等による市街化が進 行したことに伴い、国定公園 としての資質が失われた。	△3 [ 国 0 ] [ 公 0 ] [ 私 △3 ]
変更部分面積計						△3 [ 国 0 ] [ 公 0 ] [ 私 △3 ]
変更前第3種特別地域面積						3,390 [ 国 0 ] [ 公 0 ] [ 私 3,390 ]
変更後第3種特別地域面積						3,387 [ 国 0 ] [ 公 0 ] [ 私 3,387 ]

イ 面積内訳

地域地区別土地所有者別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表4：地域地区別土地所有者別面積総括表)

地域区分	特別地域												普通地域			合計					
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			国	公	私	国	公	私			
土地所有者別	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							国	公	私
土地所有者別面積	-	-	-	-	-	-	878	130	440	-	-	3,387	-	-	-	878	130	3,827			
地種区分別面積 (比率)				-			1,448			3,387											
				(0.0)			(29.9)			(70.1)											
地域区分別面積 (比率)				-						4,835											
				(0.0)						(100.0)											
地域別面積 (比率)													-			4,835			(100.0)		
													(0.0)								

(表5：地域地区別市町村別面積総括表)

地域区域		現 行						変 更 後						増 減
		特別地域				普通地域	合計	特別地域				普通地域	合計	陸域
		特保	第1種	第2種	第3種			特保	第1種	第2種	第3種			
静岡県	浜松市	-	-	1,448	3,390	-	4,838	-	-	1,448	3,387	-	4,835	△3

3 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表6：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	浜松市天竜区（鳥羽山公園）	鳥羽山公園の適正な利用を図るため、園地を整備する。

次の単独施設を削除する。

(表7：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
24	宿舍	浜松市天竜区（鳥羽山公園）	昭和44年4月17日	今後の整備の見込がなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

# 天竜奥三河国定公園(静岡県地域) 施設計画変更図位置図

